小児科医師中原利郎先生の

支援する会ニュ

第7号

2007-4-12

支援する会ニュース編集局 〒 104-0061 東京都中央区銀座 4-14-19 第二カタヤマビル 3F

平成11年8月16日 佼成病院小児科医師(小児科部長 代理)中原利郎、佼成病院の屋上から投身自殺(44歳)

司法 <u> 労働行政</u> 行政訴訟 民事訴訟 新宿労基署 H13年9月17日 労災保険法による遺 東京地裁 族補償給付を申請 民事第27部 H14年12月26日 H15年3月25日 佼成病院を相手 遺族補償の不支給決定 どり損害賠償請 求訴訟を提起 東京労働局 H15年5月12日 不支給取り消しを 求め審査請求 H16年3月30日 審査請求を棄却 東京地裁 労働保険審査会 民事第11部 H16年5月20日 (行政部) 再審査を請求 H16年12月7日 国を相手取り労災不 認定取消訴訟を提起 H19年3月14日 原告完全勝訴判決! 被告控訴せず H19年3月28日 H19年3月29日 新宿労基署、遺族補償給付の 原告全面敗訴判決 事務手続きを開始 東京高裁 H19年4月11日 宙に浮く再審査請求 民事部 審査会は何をしている? 原告控訴

過労を否定の民事判決に控訴 草の根から小児医療の改善を

あ様報心活る奥い生目定訴はめめ労児 りので、る、遺の事遺のまず京判労に医月 深力応方と、下にし、地決働よ、十

標



守月 理 「支援の会」会長 心臓血管外科医

行の

利力になったものと考えている。 と「呼びかけで、控訴しないよう呼びは、なんと言っても世論の影響が大き大きく、その点で、「支援の会」のは、なんと言っても世論の影響が大きないる。厚労省が控訴しなかったのなり、と、頻回な宿直業務の過重性を認った。 政もこれを認めた、問題点に司法が警鐘を評価するか?評価するか? というこ

承服できない民事判決

3全面敗

それが原因で自殺にに加え、病院にそれに関する過失があったことも立証しなけれたことも立証しなければならない。その意味では行政訴訟より複雑な面がある、とは認識していた。しかし判決は、労働が過重であったこと、自は、労働が過重であったこと、自なの原因が業務にあったこと、自なの原因が業務にあったこと、自なの原因が業務にあったこと、自殺の原因が業務にあったこと、自殺の原因が業務にあったこと、自殺の原因が業務にあったこと、自殺の原因が業務にあった。

川人博弁護士に聞く

■ ○ 高裁でのスケジュールと見いが はしないと考えられ、地裁でも病院側はに、どの裁判官が担当するのが実情だ。しかしからのが実情だ。しかしのが実情だ。しかしのが実情だ。しかしの数判官が担当するかでずいぶん違ってように、地裁判官が担当するかでずいぶんので譲歩団としては、最悪でも、どの裁判官に当たってように、地裁判官に当たってように、地裁判官に当たってように、地裁判官に当たってように、地裁判官に当たってように、地裁判官に当たっては、最悪が得られるのがも、との裁判官に当たっては、最悪が得られるのがも、との裁判官を対する反証をもいる。

分労災

(確定をど

科

矢 療 現場

遅を鳴ら

支援運動は大きな力

している。と書いたのではないか、と推測署の決定を追認するような判決出るとは予想せずに、新宿労基 でのスケジュールと思数判決は一年後?

■ 川人 これまで同様に、小児目 川人 これまで同様に、小児で 科医療現場の大変な現状、労働さ 科医療現場の大変な現状、労働 大きな問題になってきており、 全国過労死弁護団としても、 医師の過労死弁護団としても、 医年の過労死弁護団としても、 医年の過労死弁護団としても、 医を十一月に東京で開く計画を進を おている。これにも協力をおり、 を十一月に東京で開く計画をおり、 のしたい。中原先生の民事控訴が いしたい。中原先生の民事控訴が いしたい。中原先生の民事控訴が いしたい。中原先生の民事控訴が がいしたい。中原先生の民事控訴が という 身の負担になるかを示すため、 に、全国の小児科医にお願いをがどれば医療の安を (本) は望めないことを (本) は望めないことを (本) は望めないことを (本) は (紀果を高裁に1 候の署名アン: に提出する計画 いの

佰 泊 夜 勤 **(1)** 確

1/

主文

訴判決を生かすには 費用増に合意必要

日として長く記憶されること の決 ても、 になると思います。 日は、 ○○七年三月一四日、中二○○七年三月一四日、中 エポックメイキングな)勤務医にとっ

(外来、検査、手術等)についています。帰宅できるのは、ています。帰宅できるのは、規定上は翌日の午後五時です規定上は翌日の午後五時ですす。帰宅できるのは、 は「当直」という名のもとで、 対。に長年従事してきました。 動)に長年従事してきました。 大来患者と入院患者の診療に 外来患者と入院患者の診療に がとれない状態(夜間の救急 大変際には「時間外勤務」(=夜 実際には「時間外勤務」(=夜 実際には「時間外勤務」(=夜 けでも、 そのまま通常勤務

慢してきたのだから」という 機はごく普通、という異常な 状況です。 世の職種から見ると信じら れないような労働条件ですが、 かったのでしょうか?それは、 から」「先輩たちも、ずっと我 から」「先輩たちも、ずっと我 覚が乏しいこと、 な世界です)、勤務医の権利をギルド的制度が根強い保守的 ことで、 とで、長年耐えてきたことしてきたのだから」という 一張する団体がないこと、勤 の世界は、旧態然とした 「労働者」という自 などが大き この「支援する会」の活動な医療を実現するために、

岩岡 内科勤務医

ケート調査では、約七〇% の外科医が当直明けに手術 です。米国の研究では、当 直明けでほとんど寝ていな です。米国の研究では、当 直明けでほとんど寝ていな い状態の医師の判断能力は、 い状態のという報告があり まず。 医師の診療を受ける「患者ほとんど寝ていない状態の健康ですが、同時に、前夜困るのは医師自身の心身の困るのは医師自身の心身の 七六人を対象としたアン日本外科学会の会員一二な問題があります。 さんの安全の面」でも大き

から、広く国民にも納得しんの安全のための費用ですんの安全のための費用ですすので、医療にかけるコスすので、医療にかけるコス 必要があります。そのためは夜勤と認め、当直明けははな勤と認め、当直明けは中原先生の判決を契機に、中原先生の判決を契機に、 医師にとっても、患者にす必要があると思います。 とっても、より安全で安心 には、当然、 ていただき、医療費を増や 各病院でより

「支援の会」役員 法に基づく遺族補償給付を不支給と25日付けでした労働者災害補償保険1 被告が原告に対し平成15年3月 2 訴訟費用は被告の負担とする。する処分を取り消す。

事実及び理由の要旨

成会附属佼成病院(以下「佼成病院」という。) 小児科の部長代行の職に自殺」という。)、同日死亡した。亡自殺」という。)、同日死亡した。亡自殺」という。)、平成11年8月16日、佼成いう。)は、平成11年8月16日、佼成成会附属佼成病院(以下「佼成病院」と て こて、これを不支給とする処分(以事由によるものとは認められないと ころ、 所定の遺族補償給付の請求をしたと |保険法(以下「労災保険法」という。) 殺に至ったとして、労働者災害補償 という。)に罹患していたため本件自に起因してうつ病(以下「本件疾病」 本件は、原告が本件処分を不服とし して、これを不支給とする処分 「本件処分」という。)をした。 その取消しを求める事案である。 会」という。)が運営する立正佼 教法人立正佼成会 被告は、 家の 本件疾病が業務上 以 下 立正 の

1

2 本件疾病の業務起因性の有無業務起因性の判断基準主な争点

在又は随伴する危険が現実化したもれてなる。 大会通念上、当該疾病等が業務に内 社会通念上、当該疾病等が業務に内 社会通念上、当該疾病等が業務に内 社会通念上、当該疾病等が業務に内 社会通念上、当該疾病等が業務に内 社会通念上、当該疾病等が業務に内 は、 と疾病等との相当因果関係の有無は、 と疾病等との間に条件関係が存在するだ のにより、 のにまり、 のにより、 のにより、 のにまり、 のにより、 のにより、 のにまり、 の ては、業務と死亡の原因となった疾となる、いわゆる業務起因性についア 遺族補償給付を支給する要件)業務起因性の判断基準について判断の要旨

について

ア

平成11年1月31日付けで亡利

2

本件疾病の業務起因性の有無

られるべきである。 症・増悪との間の相当因果関係の題となるが、業務と精神疾患の である「うつ病」の業務起因性が そして、 本件では、 精神疾患

利郎は宿直当番の代替医師を十分に

確保することができず、

せざるを得なくなった。しかし、

同年3月の宿直当番の割振りに腐心

のと評価し得るか否かによって決せ

こととなったため、まず、亡利郎はのの平成11年3月の勤務が軽減されるた。これに伴って、上記2名の医師 国3月末での退職の意向を告げられ 化亡利郎は、2名の医師からそれぞれ ス

化した場合にも比すべきストレス要 るならば、勤務・拘束時間が長時間勤務の回数(8回)の業務性質をみ

その直後である平成11年2月ころ、き、同科の管理責任者となったが、郎は佼成病院小児科部長代行職に就

今後ますます重要にな

行政訴訟判決要旨

平成 19 年 3 月 14 日午後 1 時 15 分 (710 号法廷) 民事第 11 部 佐村浩之・増田吉則・篠原淳一 判決言渡日 担当裁判官 (合議事件)

平成16年(行ウ)第517号 事件番号 件事 事当 名 労働者災害補償不支給決定取消請求事件

原告・中原のリ子 被告・新宿労働基準監督署長 り、総合的に検討・判断するのが相との要因をも併せ勘案することによ 医親和性の有無、程度といった個体側 依患等の身体的要因や、精神疾患への から 負荷の有無や程度を評価し、さら 的負荷の有無や程度を評価し、さら 的 らの出来事が労働者に与える心身的しつつ、社会通念に照らして、これ

で、②これを医学的経険判止をでき、7 務上、業務外の出来事を把握した上 た労働者に発生した個別、具体的な業 坪否を判断するに当たっては、①当該・

しようとしたが、

は「ノルマが達成できなかった」、は「ノルマが達成できなかった」、の確保の問題)が与える心理的負荷(宿直当番の調整問題及び補充医師 ている。 あった」といった出来事と同等の 亡利郎が従事していた業務が精神疾 理的負荷を与えるものというべきで すると、 ていたといえるかどうかにつき検討 患を発症させるだけの危険性を有し 同僚ないし部下とのトラブル を契機として亡利郎に発生した問題 そこで、 医師2名の退職意思の表明 上記アを踏まえて

直当番を担当することは、それだけ 保することは困難であったといわざ労を回復し得る程度の深い睡眠を確直勤務においては、少なくとも、疲数は必ずしも多くはないものの、宿 数は必ずしも多くはないものの、宿当した宿直当番は、実際の診療患者また、平成11年3月に亡利郎が担 るを得ないから、多数回にわたり宿

亡 師を東ね、かつ、補充医師の確保がいの各状況は、高度の専門職である医は の佼成病院小児科及び亡利郎の勤務る 加えて、2名の医師が退職した後師 因とみるのが相当である。 師の去就につき大きな関心を抱かざ 極めて困難であることから個々の

担当するなど、その負担は増加しら宿直当番を通常よりも多い回数で

佼成病院小児科は繁忙を極め、同科かった。その結果、平成11年4月の同年3月末までにこれを確保できな的に不足していたとの事情もあり、 降に生じる2名の医師の後任を確保また、亡利郎は、平成11年4月以 月ころから家庭内で出現し、その言動ないし行動は、まず平成11年4となった。そして、亡利郎の異常な 医局の良好な人的関係が揺らぐこと るが、 後、同年6月に入ると職場でも異常 と診断できることは、本件で提出さ 行動ないし言動が明らかになってい れた専門家による意見書でも一致. 亡利郎がうつ病に罹患していたか、遅くともこの6月の時点で 小児科医師が全国

の2の2第1項(「労働者が故意の2の2第1項(「労働者が故意を病による自殺念慮から本件自断能力が制約された状況で、同断能力が制約された状況で、同断ののでは、その判して本件疾病に罹患し、その判して本件疾病に罹患し、その判して本件疾病に罹患し、その判して本件疾病に罹患し、その判して本件疾病に罹患し、その判して本件疾病に罹患し、その判して本件疾病に罹患し、その判してもない。 同年6月ころには、業務に起因平成11年3月から4月遅くともエー以上によれば、亡利郎はるのが相当である。 故を生じさせたときは、 又はその直接の原因となった事 「支援の会」注記)は適用されず、 保険給付を行わない」と規定= に負傷、疾病、障害若しくは死亡 Ιţ

できる。

亡利郎の勤務スケジュールを前提と える。したがって、平成11年3月の睡眠が奪われる危険性が高まるとい

して、同月に亡利郎が担当した宿直

由がある。 (3) 結論

変更して掲載。 カンマを句点に ら、句読点のみ された資料か で配布

2

る性質のものであったというべとって、特に心理的負荷がかかるを得ない立場にある管理職に きである

ウ このような亡利郎 が置

本件疾病の業務起因性の有無に対していた業務があるに足りる的確な証拠を持たされるほかは、特に見当たが、亡利郎業務外の出来事で同で、亡利郎業務外の出来事で同で、亡利郎業務外の出来事で同がが主張する弟との不和などの事に関連する弟との不和などの事に関連する弟との不和などの事に関連する弟との不和などの事に見当たが、他方のは、特に見当たが、他方のと、亡人の個体側要に対していた業務があるにといる。 の関係では有力な原因になった脆弱性は、特に、本件疾病発症と因として問題となる性格傾向の ものとは認め難い。の関係では有力な原因になっ れた具体的状況を念頭において、

に起因して発症したものと認めしてみると、本件疾病は業務

ま IJ 特 な 医 療 文援の会」 にま 副 会長

あ

小児科医師や他科の医師に比 「たしていたと言えるのでしょうか?

「他の医師も長時間残業を 当たり前」などという医療界 の特殊性で判断する問題で で医師の長時間労働を されないことです。医師も会 されないことです。医師も会 されないことです。医師も会 されないことです。医師も会 を意識すれば長時間労働を 対する規制はより厳しくても

は代なて患入るが一場付見替及割こがまあ状院するが一場付見替及割こがまるが一場付見替び振と存った程的である。 来では、行い多者院とと、在のではないではないでは、でにこいは多数をはいのではではなるようでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、ない

第第 2 1

2 事案の概要・ - 請求: (略) 事案及び理由

2 දි 1

訴訟費用は原告らの負担とする。

原告らの請求をいずれも棄却す主文

回仮眠する暇もないほどな勤務状況を見ると、急患

民事訴訟判決から

原告・中原のリ子ほか3名

判決言渡日 平成19年3月29日 担当裁判官 民事第27部 湯川浩昭他2名 事件番号平成14年(ワ)第28489号

れほど強いものでによる心理的負荷 被告・立正佼成会、同代表役員山野井俊顕

る

医

一師を守らないでどうす

る

証

言台に立った者として

の

佐山 圭子

小児科医

思はなかったといえること、小児科医師はなかったといえること、小児科医師の確保は容易ではなかったとはいえるにより、強告病院小児の助師の業務が特に過重な身体的・心理的負荷を与えるものであったとはいうであったとはであったという。」 はなかったといえること、小児科医師はなかったという。」 はなかったといえること、小児科医師はなかったといえること、小児科医師はなかったという。」 はばいる はなかったといえること、小児科医師はなが、というではなかったという。」 はばいる はなかったといえること、小児科医師はなかったという。」 はなかったといえること、小児科医師はなかったとはであったとは、一般にはなかったとは、一般にはなかったというでは、一般にはないったが、というでは、一般にはないった。

、 決する。 東却することとし、主文のとおり判め 薬師することとし、主文のとおり判め 下門断するまでもなく、原告らの本 以上によれば、その余の点につい 第4 結論

一プしてもらいたい。中原先 関無い」と言われている をして裁判官として正常な のでしょうか?もしそれが のでしょうか?もしそれが のでしょうか?もしそれが のでしょうか?もしそれが に選解い」のであれば、勤 がはい」と言われている をして表れば、勤 を体系を変更し、ただでさ をはい」と言われている をはい」と言われている がにようか?もしそれが がにようか?もしそれが がにようか?もしそれが がにようか。 をして正常な がにまると考えている をがいる。 をできるか確認

ま常に大事であることは身 非常に大事であることは身 非常に大事であることは身 非常に大事であることは身 非常に大事であることは身 非常に大事であることは身 を相応に減らすこともあるの を相応に減らする。 と語

際深夜に起こされることもまれるのか、裁判そのものへの出るのかが残ってしまった。 中もする仕事が、本当に過重な労働と言えないのか。いつはこされるかわからないしまった。 起こされるかわからないし実が、本当に過重を対しまった。

にを無判生 強書くなが くい、の命 く問いたいと思います。いたのであればその良心、書面だけで机上の判決のに、現場を見る努力ものがけで問題提起した裁

もが大好きで記者会見。

渡少顔見 二分間の法廷 一分間の法廷 でスコミでい で表記」と という感」と でいる。 という感」と でいる。 という感」と 仲差十 一匹日、 から「なんとなく جک うメー 春 かな目覚め。 らし V 柔ら に殺される』と言って亡く でに殺される』と言って亡く でに殺される』と言って亡く でに殺される』と言って亡く でに殺される』と言って亡く でに殺される』と言って亡く でに殺される』と言って亡く でに殺される』と言って亡く でに殺される』と言って亡く でに殺される』と言って亡く でに殺される』と言って亡く

どもに支えてもらっていた事子どもとしたことがない。子お父さんの話は、あの日から 時実感した。

Noriko's のり子のメッセージ Message

司法の良心を見た日 これ以上医師を殺さないで 控訴審にも支援を

の意を表明いたします」
、支援する多くの皆様には、弁護団はもちろんでは、弁護団はもちろんでは、弁護団はもちろんでは、弁護団はもちろんでは、弁護団はもちろんでは、弁護団はもちろんでは、このような悲劇 ・ ージが伝わっ 天国の夫に、 の ますから」 の たこれ。 たくさんの報告と連絡をした。子どもたちの携帯にも登た。子どもたちの携帯にも登たるで、目が覚めました。私には夫に嬉しい報告も悔しいまには夫に嬉しい報告も悔しいおいまとれた先日の夢でした。私がない事を知ったと知らされた先日の夢でした。 は、 まだ 子 \mathcal{O} 頑

すや医師。く師の

感謝の意を表明になりませが、支援するをは、私の夫と私のなりました。このなりました。このなりました。このなりました。このなりました。このなりました。このなりました。このなりました。このなりました。この

ても労働性も過重性も無いいの労災認定もありました。いい加減に医師を使い捨て明らかにされ始めていまいのです。三十にするような労働環境を改いたがはがはないはがないはがないまが、認定もありました。二月には北海道の小児科医二月には北海道の小児科医

一時間連続勤ない。

協力を

いただいたなの後は、皆様の

控の 訴絶

大なな

ますように。

0 り

メ

て時

<支援の会・案内>

F請から六年の日 日も控訴断念に石 てくださっ など、 た事じた事じ か月 至 一りま が い い ま が 要 が あ ぎ 中 原 日本医学会総会でもの過労死がトピックに

し因後要た。」しば

がき提

出

小

堀切!

和山 雅

しましたが、

は、大阪では、大阪で開催された日本医学会の分科会でない学の会は一人前と認められない権威のといった。「世界の医療・日本の医師が集まった。「世界の医療・日本の医師が集まった。」と題するプログラムに混った。「世界の医療・日本の医師がれた。」と題するプログラムに混った。「世界の医療・日本の原療・日本の医療・日本の療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日本の医療・日

1日本の医療クライシス」と題 で大力の労働環境を改善してしまう危険性がある。中原科学会 生の過労死認定を礎不として医師の労働環境を改善してしまう危険性があることが報告されてしまう危険性がある。中原科学会 生の過労死認定を礎石として医師の労働環境を改善してしまう危険性があることが報告された。してしまう危険性がある。中原科医療の改善の方法とはできなかった。このまととはできなかった。してしまう危険性がある。中原科医療を提供する方策をよって行きたい。 に参加されている間の逝去だった。享年五○歳。心から御冥福をお祈りさったのが、当会での絶筆となった。休日に北海道での救命救急の講習配までこまやかにご配慮くださり、会報6号で講演の報告をお書きくだのり子さんが二○○六年に広島で講演した際には、送迎、観光案内の手(家庭医)の研修や生涯教育に関心があります」と自己紹介された。中原科医療に適切に組みこまれる必要性を感じており、プライマリ・ケア医科医療に適切に組みこまれる必要性を感じており、プライマリ・ケア医科医療に適切に組みこまれる必要性を感じており、プライマリ・ケア医科医療に適切に組みこまれる必要性を感じており、プライマリ・ケア医科医療の会」には二○○四年三月に入会され「内科・小児科医が小児

「支援の会」 天野 教之 役

- 児 十葉智子・

「大仁 接科

新川 1-11-6 中原ビル 小児科 医師中原利郎先生の過労死認 定を支援する会」事務局 電話 090-6133-0090

ホームページ:

http://www5f.biglobe.ne.jp/ ~nakahara/

問い合せ先: 東京都中央区

メーリングリスト:

参加資格は「支援の会」会員 (会費をお支払いいただいた 方)限定。

お問い合わせは下記アドレス

kuki@medical.email.ne.jp

会報バックナンバー: 上記ホー ムページに PDF ファイルを掲 載しております

役員

長 会 副会長 事務局長 事務局次長 会 計 会計監查 幹

守月 理 藤塚 主夫 九鬼 鈴木 郡司 高橋 川島 岩岡 小峰 天野 仁科 崎元

伸夫 幸弘 登 克典 道美 秀明 尚 教之 典子

4

の典 会子